(b)　ニュージーランドについては、

(i)　源泉徴収される所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度のもの

(iii)　その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

3　千九百六十三年一月三十日にウェリントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約（千九百六十七年三月二十二日にウェリントンで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約を改正する議定書による改正を含む。）（以下この条において「旧条約」という。）は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4　旧条約は、1から3までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十二条　終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a)　日本国については、

(i)　源泉徴収される所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b)　ニュージーランドについては、

(i)　源泉徴収される所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(ii)　源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度のもの

(iii)　その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十二年十二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
　榛葉賀津也
ニュージーランドのために
　マーク・シンクレア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びニュージーランドは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1　(a)　条約は、(b)の場合を除くほか、条約第四条の規定に基づき一方の締約国の居住者とされる者に対する当該一方の締約国の課税に影響を及ぼすものではないことが了解される。

(b)　(a)の規定は、条約第九条2及び3、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十九条の規定に基づき一方の締約国により認められる特典に影響を及ぼすものではないことが了解される。

2　条約第二条1及び2の規定に関し、

「日本国の租税」又は「ニュージーランドの租税」には、条約の適用を受ける租税に関連する日本国又はニュージーランドのそれぞれの法令に基づいて課される金銭罰又は利子を含めない。

3　条約第四条3の規定に関し、

「その他関連する全ての要因」には、次の(a)から(d)までに掲げる事項を含むことが了解される。

(a)　上級管理者による日常の経営管理が行われる場所

(b)　法的地位を規律する法令を有する締約国

(c)　会計帳簿が保存されている場所

(d)　事業が遂行されている場所

4　条約第五条4の規定に関し、

(a)　一方の締約国の企業が設備の提供のみを目的とする賃貸借契約（裸用船契約を含む。）に基づいて設備を賃貸する場合には、当該企業は他方の締約国内において設備を運用するものとはされないことが了解される。

(b)　個別の事案に関する事実及び状況に基づき設備が大規模であるか否かを決定するに当たっては、当該設備の寸法、数量若しくは価値又は所得を生ずる活動における当該設備の役割が関連するものであることが了解される。

(c)　「大規模設備」には、石油又は鉱石の採掘に使用される掘削設備、プラットフォームその他の構築物を含むことが了解される。

5　条約第七条6(a)の規定に関し、

日本国については、「租税に関し法人として取り扱われるもの」とは、信託財産を用いて行う事業から取得される利得について信託の受託者が納税義務を負う場合の信託をいうことが了解される。

6　条約第十条から第十二条までの規定に関し、

これらの規定の適用上、ニュージーランドの居住者が配当、利子又は使用料の受益者であるか否かを決定するに当たって、次の配当、利子又は使用料については、信託の受託者が受益者として取り扱われることが了解される。

(a)　日本国内において生ずる配当、利子又は使用料であって、ニュージーランドの居住者である信託の受託者がニュージーランドにおいて租税を課されるもの

(b)　日本国内において生ずる配当であって、ニュージーランドの居住者である信託の受託者が、ニュージーランドの法令に基づいて当該配当に対し一般的に適用される免税の適用がないとしたならばニュージーランドにおいて租税を課されることとなるもの

7　条約第十条3の規定に関し、

ニュージーランドが他のいずれかの国との間で将来締結する租税条約において、配当に係る条件についてより有利な取扱いを規定する場合には、ニュージーランドは、日本国に対し不当に遅滞することなくその旨を通報し、同一の取扱いを規定するため日本国と交渉を開始する。

8　条約第十条6の規定に関し、

ニュージーランドについては、「配当」には、二千七年所得税法第FA二条及び第FA二B条の規定又はこれらに実質的に類似する規定であって条約の署名の日の後に制定され、効力を生ずるものに定める利益関連債、代替債及びステープル債に関連する所得を含むことが了解される。

9　条約第十一条3及び4の規定に関し、

ニュージーランド輸出信用事務所はニュージーランド政府の一部であることが了解される。